

令和 2 年 7 月 10 日現在

機関番号：33301
研究種目：若手研究(B)
研究期間：2017～2019
課題番号：17K18214
研究課題名（和文）SLAPP訴訟における当事者救済に関する基礎的研究

研究課題名（英文）Basic Research on Remedies in SLAPP

研究代表者

渡邊 和道（Watanabe, Kazumichi）

金沢星稜大学・経済学部・講師

研究者番号：80761717

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、我が国において十分な学術的研究が行われていないSLAPP訴訟について、民事訴訟法学の観点から実態を解明し、被告となった者の具体的な救済手段を理論的に明らかにすることを目的とする。研究期間を通じて、SLAPPに関する米国の資料の分析およびSLAPPの主張がなされた国内事例の検討をした。研究成果として、以下の論考において、立法論と解釈論の両面から、我が国における反SLAPPの方向性を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

SLAPP訴訟の原告の目的は、訴訟を提起されて受ける苦痛によって、被告に公共的・社会的活動を続けることを断念させることである。SLAPP訴訟の恫喝・見せしめ効果により、社会全体が萎縮し、市民が原告に関わる公共的・社会的活動を差し控えるようになる。SLAPP訴訟は、原告の法的利益の適正な実現を図るとい民事裁判制度の趣旨を没却する深刻な問題である。

本研究は、市民の憲法上の権利に基づく公共的・社会的活動を萎縮から解放するための方途を検討するものであり、学術的のみならず、社会的にも意義を有する。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to elucidate the reality of SLAPP litigation from the perspective of the Code of Civil Procedure to theoretically clarify the specific remedies for the defendant. During my research, I analyzed the U.S. SLAPP study and the Japanese case where SLAPP claims were made. The results of the study have provided a direction for anti-SLAPP in Japan.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：民事訴訟法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

SLAPP は、Strategic lawsuit against public participation の略語である。我が国では、「公的参加を妨げるための戦略的訴訟」、「戦略に基づく公的参加封じ込め訴訟」、「原告の法的利益の適正な実現を図るといふ民事訴訟本来の目的から離れ（あるいはそれよりも大きな動機として）、被告の公共的・社会的活動を制圧し、これに打撃を与える（恫喝を図る）民事訴訟」などと、論者によって様々に定義されている。米国においては、SLAPP が市民の表現の自由に対する重大な委縮効果をもつことが実証されている。我が国においても SLAPP というべき訴訟が提起されており、対策が急務となっている。

2. 研究の目的

本研究は、我が国において十分な学術的研究が行われていない SLAPP について、民事訴訟法学の観点から実態を解明し、被告となった者の具体的な救済手段を理論的に明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

先行研究においては、SLAPP の特徴として、以下のことが指摘されていた。すなわち、民事訴訟の形式をとること、被告に心理的な打撃を与えるに足る巨額の請求であること、権力者ないし社会的強者が原告となり、比較弱者が被告となっていること、原告は必ずしも勝訴を目的としていないこと、原告の目的は、SLAPP を提起することによって被告の原告に対する社会的活動を萎縮させることにあること、潜在的被告に対して活動を事実上抑止・封殺する効果をもつことである。しかし、我が国において反 SLAPP 法を制定する際に留意すべき点（立法論）および現行法下で被告が訴訟提起の不当性を主張する具体的な方法（解釈論）については、検討が十分になされてこなかった。本研究では、この検討を行うため、SLAPP への対策が法制度・実務の両面で最も充実している米国カリフォルニア州の資料を収集し分析した。加えて、SLAPP の主張がなされた国内の事例を精査し、考察した。

4. 研究成果

SLAPP は、原告の法的利益の適正な実現を図るといふ民事訴訟本来の目的から離れ、被告の公共的・社会的活動を抑圧することを目的とする訴訟である。SLAPP を提起する者の目的は、訴訟上の勝利ではない。従来の民事訴訟法学の通説は、民事訴訟の目的を、私権の保護・紛争解決に設定してきたが、SLAPP はこの前提を覆すものなのである。さらに、SLAPP を意図的に提起した原告にも、裁判を受ける権利が憲法上保障されているため、提訴行為自体を直ちに違法・不当と判断することは困難である。ゆえに SLAPP は、裁判を受ける権利の濫用ととらえることもできる。

(1) 立法論

本研究により、SLAPP をはじめとする訴権の濫用によって市民の憲法上の権利が不当に制約される事態は回避されなければならないことから、我が国においても反 SLAPP 法を制定するべきであるとの結論に至った。しかし、カリフォルニア州における 2003 年法改正前の事態のように、反 SLAPP 法が濫用されて正当な権利を有する市民の訴訟提起が制限されることが懸念される。そのため、反 SLAPP 法が適用される訴訟の態様を反 SLAPP 法の趣旨目的に沿うかたちで限定することが必要である。例えば、我が国においては、住民訴訟（地方自治法 242 条の 2）、消費者契約法に基づく消費者団体訴訟などについて、反 SLAPP 法の適用除外とすることが考えられる。また、米国において法令の無効を主張する訴訟が公共の利益を代表するものとして認められた例が存在することからすれば、法令が違憲無効である旨を主張する訴訟は、反 SLAPP 法の適用除外になると解する余地がある。

(2) 解釈論

訴訟提起の不当性の主張は、訴訟提起が不法行為に該当すると反訴において主張する方法と、訴訟提起が訴権の濫用にあたることを抗弁として主張する方法とが考えられる。一般に、不法行為の成立には、違法性の客観的要件と故意過失の主観的要件を充足する必要がある。学説においては、最三小判昭和 63 年 1 月 26 日民集 42 卷 1 号 1 頁の判示事項のうち、「当該訴訟において提訴者の主張した権利または法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである」の部分が違法性の客観的要件、「提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起した」の部分が故意過失の主観的要件であると考えられている。この昭和 63 年判決の提示した違法性要件は、その後の裁判例の動向に決定的な影響を及ぼした。その後の裁判例においては、昭和 63 年判決の提示した違法性要件に事案を安易に当てはめ機械的に判断する傾向が見られ、さらには、東京地判平成 28 年 11 月 28 日判例集未登載平成 28 年（ワ）2844 号/平成 28 年（ワ）21982 号のように、「当該訴訟において提訴者の主張した権利または法律関係が事実的、法律的根拠を欠くもの」であれば直ちに訴えの提起が違法性を帯びるかの如く解する例も現れるようになった。しかし、昭和 63 年判決は、「訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利または法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば

容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるとき」としている。「など」と表記していることから明らかなように、違法性の客観的要件・故意過失の主観的要件と解されている部分は「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるとき」の例示に過ぎない。「訴えの提起が相手方に対する違法な行為」となる要件はあくまで「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められる」か否かという部分なのである。「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められる」か否かについては、いわゆる規範的要件であると解することもできるが、そうであればなお、違法性の客観的要件と故意過失の主観的要件について、昭和 63 年判決の例示に縛られずに想定することが許容されよう。名誉毀損訴訟においては、原告の社会的評価を毀損する表現があれば名誉毀損が成立し、公共の利害に関する内容、公益目的、内容の真実性を被告が抗弁として主張立証することによって違法性が阻却される構造となっているため、提訴者の主張した権利または法律関係が法律的根拠を欠く場合を想定することは困難である。そもそも、原告が批判的言論に対する抑圧のために訴訟を提起したとしても、表向きは訴訟としての体裁が整っているのが SLAPP である。以上から、名誉毀損訴訟において提訴行為の不法行為の成否を争う場合には、違法性の客観的要件については緩やかに解するべきであるとの結論に至った。

昭和 63 年判決の示した客観的要件が後退するとすれば、同客観的要件を前提とする同主観的要件も、再考を迫られることになる。私見では、主観的要件として、東京高判平成 13 年 1 月 31 日判タ 1080 号 221 頁が訴権濫用の要件として示した「紛争解決の機能に背馳し、当該訴えが、もっぱら相手方当事者を被告の立場に置き、審理に対応することを余儀なくさせることにより、訴訟上又は訴訟外において相手方当事者を困惑させることを目的とし、あるいは訴訟が係属、審理されていること自体を社会的に誇示することにより、相手方当事者に対して有形・無形の不利益・負担若しくは打撃を与えることを目的として提起されたものである」か否かという要件を準用すべきであると考えられる。かく解することにより、提訴行為が不法行為であることを理由とする SLAPP の主張が理論上可能になる。また、訴権濫用の要件は不法行為の要件よりも高次のものであるとするのであれば、訴権濫用の要件を満たす以上不法行為の要件も当然に充足すると考えられるため、訴権濫用の要件を主観的要件に代用できると解することも許容できる。

しかしながら、本研究を通じて、SLAPP に対する争い方としては、訴権濫用を理由とする訴え却下を求めていくことがより現実的であるとの結論に至った。この手法については、「裁判を受ける権利を剥奪するというドラチックな面があり、不法行為とみるための要件だけでは足りない」との指摘があり、ハードルが高いと考えられている。しかし、平成 13 年判決の要件を SLAPP という現象にあてはめることにより、訴権濫用を理由とする却下を導くことができる。同判決は、訴権濫用の要件に加えて、「判断の視点」として、以下のように述べている。「訴権濫用の要件の存否については、提訴者の訴え提起の意図・目的・提訴に至るまでの経過、言動、提訴後の訴訟追行態度等の諸事情を中核としながらも、訴訟提起・追行による相手方当事者の応接の負担、相手方当事者及び訴訟関係者が訴訟上又は訴訟外において被ることがあるべき不利益・負担等の内容をも斟酌するとともに、提訴者の主張する権利又は法律関係の基礎となる事実に、法律的主張の根拠の有無、蓋然性の程度等の事由をも前記主観的意図を推測させる有力な評価根拠事実として考慮の上、総合的に検討して、慎重に判断すべきことはいうまでもない。そして、右のうち相手方当事者の被る不利益・負担等の判断に当たっては、相手方当事者が、実体判決を望んでいるか、訴訟判決を望んでいるかという事情も、有力な判断資料になると解される」。平成 13 年判決の訴権濫用の要件に照らせば、SLAPP が要件を満たすことは明らかである。さらに、SLAPP による表現の自由の抑圧は、当該訴訟で取り上げられた表現行為のみならず、被告の訴訟外での表現活動をも委縮させるものであることから、当該提訴行為が SLAPP であることは、「相手方当事者及び訴訟関係者が訴訟上又は訴訟外において被ることがあるべき不利益・負担等の内容」として斟酌されうる。また、昭和 63 年判決が、「提訴者の主張した権利または法律関係の事実に、法律的根拠」という提訴者側の主張のみを検討対象としていたのに対して、平成 13 年判決は、「判断の視点」において、提訴者側の事情・主張のみならず、相手方当事者の不利益や負担をも斟酌し、総合的に検討するべきであるとしている。平成 13 年判決が「相手方当事者が、実体判決を望んでいるか、訴訟判決を望んでいるかという事情も、有力な判断資料になると解される」としていることも考慮すれば、SLAPP を不法行為として実体法的に構成して原告と対峙するよりも、当該訴訟においては却下を求めるほうが、実際には当事者を SLAPP から早期に解放できると考えられる。

(3) 今後の展望

今後の課題として、我が国において差止め訴訟を反 SLAPP の適用除外とすべきか否か、差止め訴訟を適用除外としない場合、公共の利益性をいかに判断するのか、損害賠償請求訴訟を反 SLAPP の適用除外とすべきか否か、という三点を更に検討する必要がある。また、SLAPP への根本的な対策として、弁護士倫理の涵養とそのための法科大学院教育の充実が必要であると考

える。弁護士職務基本規定 31 条「弁護士は、依頼の目的又は事件処理の方法が明らかに不当な事件を受任してはならない。」を手掛かりとした受任事件の精査手法をいかに確立するかが問題となろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 渡邊和道	4. 巻 53(2)
2. 論文標題 カリフォルニア州反SLAPP法の適用除外	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金沢星稜大学論集	6. 最初と最後の頁 175-178
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 渡邊和道	4. 巻 53(1)
2. 論文標題 名誉毀損訴訟におけるSLAPPの主張	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金沢星稜大学論集	6. 最初と最後の頁 103-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 川嶋四郎, 池田愛, 石橋英典, 渡邊和道, 山中稚菜	4. 巻 91(7)
2. 論文標題 民事訴訟法（判例回顧と展望 2018）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 179-209
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 川嶋四郎, 池田愛, 石橋英典, 渡邊和道, 山中稚菜	4. 巻 90(6)
2. 論文標題 民事訴訟法（判例回顧と展望 2017）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 185-215
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊和道	4. 巻 52(2)
2. 論文標題 判決書の送達と手続的公序の関係	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金沢星稜大学論集	6. 最初と最後の頁 87-92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川嶋四郎, 池田愛, 石橋英典, 渡邊和道	4. 巻 89(7)
2. 論文標題 民事訴訟法 (判例回顧と展望 2016)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 176-206
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

2件 渡邊和道 「民事訴訟法2条の定める裁判所の責務」 金沢星稜大学総合研究所年報 39号73頁 渡邊和道 「民事司法手続における憲法的保障の再考 - 我が国におけるSLAPPを手掛かりに - 」 金沢星稜大学総合研究所年報 40号78頁

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考